平成 29 年度 第5回江津市農業委員会総会

日時: 平成 29 年 7 月 20 日(木) 午前 9 時 30 分~

場所:島根県石央地域地場産業振興センター(2 階会議室)

議事日程

- 第1 江津市農業委員会会長の互選について
- 第2 江津市農業委員会副会長の互選について
- 第3 議席の決定について
- 第4 江津市農地利用最適化推進委員の選任について
- 第5 下限面積について
- 第6 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について
- 第7 会議録署名委員の指名
- 第8 その他
- 出席委員(10名)
 - 1番佐々木英夫 2番山田博 3番藤井孝子
 - 4番和田幸子 6番大村理之 7番山本秀彦
 - 8番田代和秋 9番深野政勝 10番原田和德
 - 11番柳原良雄
- 〇出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫係長浜松宏之
- 〇 午前9時30分 農業委員会総会 開議
- 局 長 皆さんおはようございます。ただ今より、平成29年度第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の総会は、江津市農業委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、市長が招集いたしました。従いまして、江津市長 山下修がご挨拶申し上げます。
- 市 長 第5回江津市農業委員会総会が開会されるにあたり、一言ご挨拶申し上げます。江津市農業委員の任期満了後、最初に行われる農業委員会総会は、規定により市長である私が招集いたしました。農業委員会委員は、この度の法改正により、委員の公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命することになりました。皆様は、団体推薦や応募により、先の6月議会において議会の同

意を得た所です。 なお、 7月 19 日をもってご勇退されました 15 名の委員の 皆様には、長い間、江津市の農業振興にご理解とご協力を頂き、改めて心から お礼申し上げます。さて、今、日本の食料の安定供給を図るため、農地を守る ことが求められています。しかしながら、その一方で生産者の減少や高齢化が 進行しています。このため、新たな農地制度において、農地利用最適化推進委 員を委嘱し、農業の担い手への集積・集約化、あるいは耕作放棄地の発生防止・ 解消、新規参入を促進する活動が新たな必須業務として位置づけられています。 そして、これらを進めていくためには農業委員会は基より、農業委員及び農地 利用最適化推進委員の皆様が地域の関係機関と連携を一層密にし、取り組んで いくことが重要です。現場の実態を熟知されている農業委員の皆様のご支援は、 このような事を進めていくに当たり不可欠であり、その情熱と実行力に期待を しています。本日から4名の新委員さんが加わり、11名で新体制を決めて頂 く今回の会議であります。新たな会長の下、委員の皆様には今後とも、本市の 農業の中核となる担い手の育成、農地の担い手への集積、遊休農地の解消、集 落営農、農業法人化の推進等にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。最 後に、江津市農業委員会のますますの発展とご参集の皆様方のご健康とご多幸 をご祈念し、私の挨拶とさせて頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。

局 長 ありがとうございました。この後、市長は他の公務が入っておりますので、 退席いたします。ご了承ください。

〔 市長退席 〕

局 長 それでは、本日初めて顔を合わせる委員の方もおられます。なお、議席につきましては、各委員が着席されている席を仮議席として指定させて頂きますので、ご了解をお願いします。それでは、仮の会長選任について、お諮りします。 慣例により、年長の委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

局 長 異議なしと認めます。従いまして、年長の委員であります深野政勝委員を選 任いたします。よろしくお願いいたします。

〔 深野政勝委員 仮会長席へ 〕

日程第1·2

深野委員 ご指名により、仮の会長を務めさせていただきます深野政勝です。無事任

務を果たしたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いします。本日は、 委員 11 名中 10 名の出席でありますので、本会議は成立いたします。それで は、議事を進めます。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願 いいたします。

深野委員 日程第 1、「江津市農業委員会会長の互選について」及び日程第 2、「江津市農業委員会副会長の互選について」を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

深野委員 異議なしと認めます。よって、「江津市農業委員会会長の互選について」 及び「江津市農業委員会副会長の互選について」を一括議題とします。会長及 び副会長の互選については、慣例により選考委員会の推薦による方法で行いた いと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 深野委員 異議なしと認めます。よって、会長及び副会長の互選については、選考委員会の推薦による方法に決定されました。選考委員の選出について、事務局何か案はありますか。
- 事務局 選考委員の選出につきましては、本日出席の東部地区の柳原委員、藤井委員、 中部地区の佐々木委員、原田委員、西部地区の深野委員、大村委員、和田委員、 桜江地区の山本委員、山田委員、田代委員、それぞれの地区から1名の方を選 出して頂きたいと思っております。
- 深野委員 ただいまの事務局案に、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

深野委員 異議なしと認めます。委員の皆さんは、各地区に分かれ選考委員の選出を お願いいたします。選考委員が選出されるまで、暫時休憩といたします。

〔 4地区に分かれ選考委員選出 〕

- 深野委員 会議を再開します。選考委員の氏名を事務局から発表願います。
- 事務局 東部地区は柳原委員、中部地区は原田委員、西部地区は深野委員、桜江地区 は山田委員が選出されましたので、よろしくお願いいたします。
- 深野委員 それでは、選考委員会をお願いしたいと思います。選考委員の皆さんは、 別室に移動をお願いします。その間は暫時休憩といたします。

[選考委員会開催・事務局同席]

- 深野委員 会議を再開いたします。選考委員会の結果を報告願います。
- 選考委員代表者 ただ今、別室において選考委員会を開催し、会長に佐々木英夫委員、 副会長に山田博委員を推薦することに決定いたしましたので、報告いたします。
- 深野委員 ただ今、選考委員会の結果を報告頂きました。お諮りします。江津市農業 委員会会長に佐々木委員、副会長に山田委員を選任することに、賛成の方の挙 手を求めます。

〔 挙手多数 〕

- 深野委員 挙手多数と認めます。よって会長に佐々木委員、副会長に山田委員が選任 されました。会長が選任されましたので、私の任を解かせていただきます。ご 協力頂き誠にありがとうございました。
- 事務局 深野委員、ありがとうございました。それでは、新会長は会長席へお願いい たします。

〔 会長 会長席へ 〕

- 事務局 ただ今、江津市農業委員会会長に選任されました佐々木英夫委員、副会長の 山田博委員に就任のご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 失礼いたします。大変僭越でございますが、選考委員会より会長を仰せつかりました、川平町の佐々木でございます。私も農業につきましては、有限会社ふるさと支援センターめぐみ、そして今現在は農事組合法人川平みどりで農業の職に就いております。また、農業委員会につきましても、JAいわみ中央からの推薦枠という形でお世話になりまして、4期目でございます。農業委員会の制度や農業政策が大幅に変わる中で、私たちも分からない部分等ありますが、農業委員あるいは推進委員の皆様にご支援とご協力を頂きまして、農業委員会をより良いものにしていきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。
- 副会長 失礼いたします。桜江町の山田博でございます。先程、選考委員より推薦を頂き、私もこのような役を頂き大変緊張をしております。佐々木会長からも話がありましたように、皆さまのご協力を得ながら、この会が良い結果になるよう務めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 ありがとうございました。引き続き議事を行いたいと思いますので、会長よ

ろしくお願いいたします。

日程第3

会 長 それでは、議事を進めさせて頂きます。日程第 3、「議席の決定について」 を議題といたします。議席はクジにより決定したいと思いますが、ご異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 異議なしと認めます。事務局、準備をお願いします。なお、慣例により会長 の議席は 1 番、副会長の議席は 2 番となっておりますので、会長及び副会長 を除きクジを引く順番は、ただ今ご着席の仮議席の順で行いたいと思いますが、 ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 異議なしと認め、これより事務局がクジを持ち回りしますので、よろしくお 願いいたします。

[クジ引きにより議席決定]

- 会 長 それでは、クジ引きの結果を事務局より報告願います。
- 事務局 はい、結果の報告をいたします。3番が藤井委員、4番が和田委員、5番が 二本木委員、6番が大村委員、7番が山本委員、8番が田代委員、9番が深野 委員、10番が原田委員、11番が柳原委員です。
- 会 長 報告のとおり議席が決定いたしましたので、各委員は議席の移動をお願いします。

「 委員 議席移動 〕

日程第4

- 会 長 次に、日程第 4、「江津市農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 本日、お配りしております平成 29 年度第 5 回総会議案書の 4 ページをご覧下さい。農地利用最適化推進委員という事で、11 名の方の名前が上がっております。1 番から、東部地区の壱岐和功さん、69 歳の男性、農業をされておられます。住所は波積町北 328 番地、昭和 22 年 11 月 10 日です。推薦応募理由は記載のとおり、委員さんごとにご覧ください。次に 2 番、同じく東部地区の河村博幸さん、73 歳男性、農業等されておられます。住所は都治町

469番地、生年月日は昭和 18年 10月 23日です。次に3番、中部地区の 流理森さん、75 歳男性、農業をされておられます。 住所は松川町上河戸 287 番地、生年月日は昭和 16 年 10 月 15 日です。 次に 4 番、 同じく中部地区の 野村耕平さん、70歳男性、無職の方です。住所は渡津町 1136 番地、生年月 日は昭和21年10月16日です。次に5番、西部地区の仲津和法さん、68 歳の男性、農業をされておられます。住所は都野津町 485 番地、生年月日は 昭和24年3月25日です。次に6番、同じく西部地区の佐々木康規さん、 68 歳男性、無職の方です。住所は有福温泉町本明 445 番地、生年月日は昭 和 24 年 4 月 2 日です。 次に 7 番、同じく西部地区の佐々木要さん、80 歳 男性、農業をされておられます。 住所は跡市町 390 番地、生年月日は昭和 11 年 7 月 7 日です。次に 8 番、桜江地区の湯浅憲昭さん、68 歳男性、会社員 と農業をされておられます。住所は桜江町長谷 1549 番地、生年月日は昭和 23 年 10 月 18 日です。次に 9 番、同じく桜江地区の井上清澄さん、71 歳 男性、農業をされておられます。住所は桜江町今田 350 番地、生年月日は昭 和20年9月8日です。次に10番、同じく桜江地区の崎谷靖徳さん、64歳 男性、農業をされておられます。住所は桜江町谷住郷 2473 番地、生年月日 は昭和 27 年 10 月 22 日です。 最後に 11 番、 桜江地区の階本誠一さん、 71 歳男性、農業をされておられます。 住所は桜江町坂本 1971 番地 16、生年月 日は昭和20年8月4日です。

- 事務局長 追加補足をさせて頂きます。昨年の4月1日の法改正によりまして、農業 委員の機能が、今日より委員会の決定行為と各農業委員の地域での活動、この 二つに分けられる事になりました。それぞれが的確に機能する為に、主に意思 決定を行う農業委員とは別に、担当地区における農地等の最適化の推進の為に、 農業委員会は農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有する農地利用最適 化推進委員を選出することになっています。これが、地区の11名の方となっておりますので、よろしくお願いいたします。
- 会 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これに対するご質問等はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

会 長 この件について、決定する事にご異議ありませんか。

会 長 異議なしと認めます。よって、江津市農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり可決されました。

日程第5

- 会 長 続きまして日程第 5、「下限面積について」を議題といたします。事務局の 説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書の5ページをご覧下さい。平成29年度下限面積についてです。 現行の下限面積、別段面積20aの変更は行わないという方針です。

根拠として、農地法施行規則第 17 条第 1 項に基づいて、(1)の設定区域は自然的経済的条件からみて市内全域、おおむね同一と認められる地域、(2)の別段の面積が 10 a 以上。(3)の所では、2015 年農業センサスで 50 a 以上の農地を耕作している農家が 30%に満たないという事です。

2の所で、農地法施行規則第17条第2項の基で、平成28年度の農地法30条の規定に基づく、農地利用状況調査で遊休農地が昨年度調査と同様14%となっているため、引き続き新規就農を促進する必要があるという理由から、今年度の下限面積20aの変更は行わない方針でございます。

下限面積について説明をさせて頂きます。農地法第3条が農地を農地として取得する、あるいは借りるという法律です。この3条の中で農地として権利を取得できる人の要件は、農家の方で下限面積以上の面積がないと許可できない。これが下限面積という事で、国の法律で定められております。北海道では2ha、都道府県では50aと設定されていますが、江津市では20aを下限面積と

ります。
その面積設定を各市町村でしております。県内では 10 a は少しございますが、
大半は 20 a か 30 a が県内の下限面積状況であります。

して、要件を満たしていれば農地法第3条の農地取得等は可能であることにな

- 会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、これに対するご質問等はありませんか。
- 9番委員 最初の1の(2)の、別段面積は10a以上であるという理由がよく分からないのですが。
- 事務局 10aを単位として面積を決めることが、法律で定められておりまして、5

アール等の端数は無く、10、20、30 という単位で下限面積を決めるという事でございます。

9番委員 わかりました。

会 長 ほかにご質問等はありませんか。

4番委員 別段の面積ということはどういう事ですか。

事務局 通常は下限面積と考えて頂ければ良いのですが、下限面積は法律では 50 a です。ただ、法律改正がありまして、別段に各市町村が 10 a 単位で下回って 設けても良い面積の事を、別段の面積と表しています。

会 長 ほかにご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 この件について、決定する事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 異議なしと認めます。よって、下限面積については、原案のとおり可決されました。

日程第6

- 会 長 日程第6、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についての資料をご覧下さい。1ページをご覧下さい。川平町と松川町上河戸で利用権設定が出ております。川平町が新規で2,200㎡です。松川町上河戸が再設定で3,781㎡です。合計5,981㎡が今回の農地利用集積計画で上がっております。次に2ページをご覧下さい。今の内容でございます。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画につきまして、市長部局から農業委員会に意見を求められたものでございます。番号1をご覧下さい。利用権を設定する農用地としましては、川平町南川上643番1、登記簿現況ともに田です。農振区分は農用地内で、面積は2,200㎡で新規ございます。利用権を設定する者、いわゆる土地の持ち主です。森山昭さん、渡津町1980番地2の方です。利用権の設定を受ける者が、公益財団法人しまね農業振興公社、松江市黒田町432番地1の方です。利用目的は田として利用する。期間は10年5ヶ月で10アール当たりの賃借料は5,676円です。次に番号2です。松川

町上河戸 267番2が340㎡、268番1が1,973㎡、271番1が626㎡、272番1が842㎡の4筆でございます。全て登記簿現況ともに田で農振区分は農用地内です。面積は合計3,781㎡で再設定です。利用権を設定する者は田中妙子さん、大阪市平野区平野本町5丁目13番5号の方です。利用権の設定を受けるものが、公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は田で、期間は10年5ヶ月で10a当たりの賃借料は1,500円です。いずれも賃貸借で農地中間管理事業を利用して貸し借りを行うものでございます。以上でございます。

- 会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、 江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件につい て、何かご質問等はありませんか。
- 9番委員 しまね農業振興公社に通してという事になるのでしょうが、それから江津市 内の人で受けられる人がいるのですか。

事務局はい、スプラウトさんにとお聞きしています。

会長ほかにご質問等ありませんか。

11番委員 10アール当たりの賃借料が、どうしてこのような差が出ているのですか。

事務局 水張り面積で割ったら、このような金額になったようで、差や条件というの は事務局の方では分からないのですが。

11 番委員 そうですか。高いなと思ったのですが。

事務局 それは農林水産課の方へ確認をして、また回答させて頂きます。

会長ほかにご質問等ありませんか。

7番委員 中間管理機構が間に入って、振興公社がされるという事ですか

事務局 中間管理機構がその間に入って、江津市内の担い手であるとか、近くの人で あるという所に預けるという事です。あくまでも、中間に入っているのが公社 であるという事になります。

7番委員 中間管理機構イコール振興公社という事ですか。

事務局そうです。公社が中間管理機構です。

7番委員 わかりました。

会長ほかにご質問等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認 される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

日程第7

会 長 日程第 7、「会議録署名委員の指名」を議題といたします。江津市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により、議事録には、会長及び副会長において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないこととなっております。お諮りいたします。議事録署名委員の指名は、私から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 会 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員の指名は、会長において指名 することに決しました。2番 山田博委員、3番 藤井孝子委員を指名いたしま す。よろしくお願いいたします。
- 会 長 日程第8のその他については、総会終了後に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で本日の日程は、すべて議了いたしました。これをもちまして、第5回農業委員会総会を閉会いたします。なお、次回の開催は、8月21日、月曜日、午前9時30分から地場産業振興センターの1階の会議室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前 10 時 30 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会長

署名委員

署名委員